

建築確認申請手数料一覧

令和7年4月1日

* 申請手数料は千葉市収入証紙、現金、キャッシュレス決済のいずれかで納めて頂きます。
収入証紙購入場所及び時間:千葉市役所内の銀行と各区役所の銀行(午前9時から午後4時まで)
千葉市役所会計室と各区役所会計室(午前8時30分から午前9時及び午後4時から午後5時30分まで)
キャッシュレス決済の決済方法については事前にお問い合わせください。

【申請手数料】

建築物	床面積の合計	確認申請手数料※1	中間検査手数料	完了検査手数料	
				中間検査を受けたもの	中間検査の対象となっていないもの
	30㎡以下	9, 000円	20, 000円	20, 000円	23, 000円
	30㎡を超え 100㎡以下	20, 000円	26, 000円	27, 000円	29, 000円
	100㎡を超え 200㎡以下	35, 000円	32, 000円	37, 000円	40, 000円
	200㎡を超え 300㎡以下	46, 000円	42, 000円	53, 000円	56, 000円
	300㎡を超え 1000㎡以下	75, 000円	60, 000円	88, 000円	91, 000円
	1000㎡を超え 2000㎡以下	106, 000円	82, 000円	110, 000円	117, 000円
	2000㎡を超え10000㎡以下	299, 000円	167, 000円	170, 000円	185, 000円
	10000㎡を超え50000㎡以下	437, 000円	275, 000円	276, 000円	291, 000円
	50000㎡を超えるもの	852, 000円	575, 000円	575, 000円	590, 000円
エレベーター、エスカレーター		23, 000円	-----	-----	38, 000円
小荷物専用昇降機		8, 000円	-----	-----	21, 000円
工作物		21, 000円	-----	-----	24, 000円

- ※1 建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更する場合は、その部分の2分の1の床面積で手数料を算定します。
- ※ 用途変更に伴う工事完了届は手数料不要です。
- ※ 一団地認定内の申請の場合は、不可分の敷地毎に算定します。
- ※ 昇降機が、法第6条第1項第3号に掲げる建築物の確認の申請又は計画の通知に係る計画に含まれる場合は、上表の建築物の額に、エレベーター、エスカレーターの額を加算した額が手数料の額となります。

【計画変更申請手数料】

建築物	計画変更に係る部分の床面積 の2分の1の床面積(※2)に対応する 確認申請手数料の額
エレベーター、エスカレーター	11, 000円
小荷物専用昇降機	6, 000円
工作物	8, 000円

- ※2 床面積を増加する部分にあっては、増加する部分の床面積すべて
計画変更確認申請手数料算定表により、地区担当のチェックを受けてください。